

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（４７）」
2. 日時：平成３０年９月２７日 １５時３０分～１７時３０分
3. 場所：原子力規制庁 １３階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、  
糸川安全審査専門職

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、中野技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、  
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 調査役 他１２名

## 5. 要旨

(1) 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下、コンクリート構造物、耐震安全性評価）について

○日本原子力発電から、劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下、コンクリート構造物、耐震安全性評価）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下）】

－ ケーブルトレイ内のケーブルの温度評価について、設置許可及び工認における設計方針を踏まえた劣化状況評価上の取扱いについて整理して説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

－ 配管減肉を考慮した耐震安全性評価における評価の保守性について、因子ごとに分解して説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出（共通事項）があり、原子力規制庁として、今後、資料

を確認の上適宜コメントを行う旨を伝えた。また、原子力規制庁から、今後提出を予定している申請書の補正書については、内容を十分確認したものであるよう伝えた。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

## 6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- (2) 「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下） 補足説明資料」
- (3) 「東海第二発電所 劣化状況評価（コンクリート構造物：コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下（含む鉄骨の強度低下）） 補足説明資料」
- (4) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」